

件 名

学校職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則について

提案理由

扶養手当の認定に係る所得限度額の改定を行うため、学校職員の扶養手当に関する規則の一部を別紙のとおり改正したいので、審議願います。

概 要

1 現行規則の内容

扶養親族を有する職員に対して、扶養手当の支給額等を定めるもの

2 改正の内容

大学生年代*の扶養親族に係る所得限度額を、年額 1 3 0 万円から 1 5 0 万円に引き上げる。

* 満 1 8 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者

3 施行期日
令和8年4月1日

改正案	現 行
<p>学校職員の扶養手当に関する規則</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(扶養親族の範囲)</p> <p>第二条 条例第九条において準用する職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号。以下「県職員条例」という。)第八条第二項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げるものは含まれないものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>年額百三十万円以上(満十八歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者にあつては、年額百五十万円以上)</u>の恒常的な所得があると見込まれる者</p> <p>第三条～第六条 (略)</p>	<p>学校職員の扶養手当に関する規則</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(扶養親族の範囲)</p> <p>第二条 条例第九条において準用する職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号。以下「県職員条例」という。)第八条第二項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げるものは含まれないものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 年額百三十万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者</p> <p>第三条～第六条 (略)</p>

学校職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の扶養手当に関する規則(昭和六十一年埼玉県教育委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「以上」の下に「(満十八歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者にあつては、年額百五十万円以上)」を加える。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。